

**【新バスシステム事業】  
運行事業協定に関する確認書を締結しました**

新潟市と新潟交通株式会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月から運行事業協定の一部の効力を停止する確認書を締結していますが、一部内容を追加し、本日付けで以下のとおり締結しましたのでお知らせします。

**締結文書：新潟駅直下バスターミナル供用に向けた連携確認書****1 締結の理由**

令和5年度に迎える新潟駅直下バスターミナルの供用に向けて、新潟駅南北市街地が直結する効果を最大限発揮できるよう一層連携を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による新潟交通株式会社の厳しい事業環境が続いていることを踏まえ、双方協議の結果、令和4年度末までの期限で締結したものの。

**2 主な内容****(1) 新潟駅直下バスターミナル供用に向けた連携【追加事項】**

市民及び来訪者にとって安全で分かりやすく利用しやすいバス交通を構築するため、新潟駅直下バスターミナルに関する以下の項目に連携して取り組む

- (連携項目) 効果的なバス停配置、円滑な案内誘導、  
既存バスターミナルからのスムーズな切り替え、  
新しいバス路線のネットワーク 等

**(2) 運行事業協定のうち、年間走行キロ数等の効力を停止【継続事項】**

新潟交通株式会社がバス路線のネットワークを維持した上で乗合バス事業を継続できるよう、運行事業協定のうち、以下の2点の効力を停止

- ① 市内バス路線の年間走行キロ数（下限値957万km）の規定
- ② 第1期BRT区間（青山～新潟駅）の運賃の改定手続きの規定

**問い合わせ先**

○新潟市 まちづくり×バス交通推進チーム

政策企画部 政策監 大坂 一男 （電話：025-226-2145）

○新潟交通株式会社

乗合バス部 企画調整課長 渡辺 健 （電話：025-246-6280）